

京都市上下水道局告示第5号

地方公営企業法第33条の2及び地方自治法施行令第158条第1項の規定により水道料金、下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料（以下「水道料金等」という。）の収納事務の一部を委託することを、地方公営企業法施行令第26条の4第1項及び地方自治法施行令第158条第2項の規定に基づき告示します。

令和2年4月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

1 委託の相手

LINE Pay株式会社

2 委託の範囲

- (1) 水道料金等の収納
- (2) 収納した水道料金等の上下水道局の出納取扱金融機関に対する払込み
- (3) その他前2号に付帯する事務

3 収納委託の期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(上下水道局総務部お客さまサービス推進室)